

酒田港港湾計画書

— 改訂 —

令和2年2月

酒田港港湾管理者

山形県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成18年 4月第23回山形県地方港湾審議会
- ・平成18年 7月交通政策審議会第18回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成24年 7月第24回山形県地方港湾審議会
- ・平成27年 1月第26回山形県地方港湾審議会
- ・平成27年 3月交通政策審議会第59回港湾分科会

の議を経た酒田港の港湾計画を改訂するものである。

目 次

I	港湾計画の方針	1
1	酒田港への要請	1
2	港湾計画の方針	3
II	港湾の能力	5
III	港湾施設の規模及び配置	6
1	公共埠頭計画	6
2	水域施設計画	8
3	外郭施設計画	9
4	小型船だまり計画	10
5	臨港交通施設計画	11
IV	港湾の環境の整備及び保全	12
1	自然的環境を整備又は保全する区域	12
(1)	良好な景観を形成する区域	12
2	廃棄物処理計画	12
3	港湾環境整備施設計画	13
V	土地造成及び土地利用計画	14
1	土地造成計画	14
2	土地利用計画	14
VI	その他重要事項	15
1	国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設	15
2	大規模地震対策施設計画	16
3	港湾の再開発	17
(1)	利用形態の見直しの検討が必要な区域	17
4	港湾施設の利用	18
(1)	物資補給等のための施設	18
5	その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項	19
(1)	開発空間の留保	19

I 港湾計画の方針

1 酒田港への要請

酒田港は延暦23年（804年）頃には出羽文化の中心地として栄え、その後、寛文12年（1672年）、^{かわむらざいけん}河村瑞賢によって開かれた西廻り航路により繁栄し、日本屈指の主要港として栄えた。近年に入り、昭和26年に重要港湾に指定され、平成15年には、総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）の指定、平成23年には「日本海側拠点港（リサイクル貨物）」の選定を受け、新たな時代に向けて着実に歩みを進めている。

今日の酒田港は、臨海部に立地している石油製品や化学薬品、循環資源や日用品等の地域産業の安定的な生産活動を支える拠点として、また、エネルギー供給拠点として、さらには山形県の経済と暮らしを支える物流拠点として、地域経済を牽引する役割を担っている。

また、酒田港は、北東アジア地域に近接し、環日本海における交流拡大が期待できる位置にあるとともに、背後圏域は国道7号に加え、国道47号（大崎市～酒田市）及び国道112号（山形市～酒田市）が日本海側の各地域及び内陸部に通じている。さらに、日本海沿岸を縦断する日本海東北自動車道のほか、東北自動車道と連結する山形自動車道、東北中央自動車道により、首都圏や東北地方の主要都市圏との結びつきをより一層強めている。

「物流・産業」の観点では、様々な貨物の取扱いへの要請に対応した港湾施設の機能拡充や岸壁利用の効率化、港内における船舶の安全な航行や荷役確保のための防波堤の早期整備等の諸対策が求め

られている。

「リサイクル」の観点では、リサイクルポートの指定を受けて以降、循環資源を取扱う企業が増加し、取扱量も増加しているが、更なるリサイクルポート施策の高度化に向けて取り組むことが求められている。

「賑わい」の観点では、クルーズ客船の寄港が増加傾向にあり、増加するクルーズ需要を確実に取込むための環境整備とともに、国内外からの観光客を迎える新たな賑わい空間の創出を図ることが求められている。さらに、公共水域におけるプレジャーボートの適正な保管や、鳥海山・最上川等の美しい景観や歴史的な建築物等を活かした、美しい景観形成が望まれている。

「防災」の観点では、大規模地震発生時においても緊急物資の輸送を安全に行うため、防災機能の強化として耐震強化岸壁の整備が必要である。

2 港湾計画の方針

地域に根付く「交易・公益」の精神の下、産学官が連携するための基盤として、山形県の産業活動を支え、地域経済や県民生活の安定・向上に貢献するため、人・物が集まり、北東アジア地域、東南アジア地域等を結ぶ、物流・産業、リサイクル、賑わい、防災と多岐に渡る役割を担う港湾の実現を目指し、2030年代半ばを目標年次として、以下のように港湾計画の方針を定め、港湾計画を改訂する。

- 1) 地域産業の競争力強化を図るため、背後企業の貨物取扱増加や船舶大型化の需要に対応し、物流効率化を図るための外貨貨物の取扱機能の強化を図るとともに、背後企業の将来的なモーダルシフトや新たな貨物需要に対応するための埠頭開発空間について検討していく。また、農水産品の輸出拡大を図るため、コンテナ取扱埠頭背後における冷蔵倉庫等の整備を促進していく。
- 2) クルーズ船の寄港需要の増加を取り込み、交流人口の拡大を図るため、小型の高級クルーズ船の受入環境の整備等による交流機能の強化を図る。
- 3) 港内における船舶の安全な航行や停泊、さらには安定した荷役作業を確保するため、港内静穏度の向上を図る。
- 4) 大規模地震の発生等、災害時における救援物資の緊急輸送等に供するため、大規模地震対策の強化を図る。
- 5) 既存のコンテナ輸送環境や防災緑地、港湾空間に多くのリサイクル関連企業・バイオマス発電所等が立地する特徴を活かし、災害廃棄物の広域処理に貢献する。
- 6) 多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため、

港湾空間を以下のように利用する。

- ①本港地区中央部は、交流拠点ゾーンとする。
- ②本港地区中央部と西側の間は、物流関連及び生産ゾーンとする。
- ③本港地区西側は、エネルギー関連ゾーンとする。
- ④外港地区中央部は、緑地レクリエーションゾーンとする。
- ⑤外港地区北側は、物流関連ゾーンとする。
- ⑥北港地区中央部は、物流関連及び生産ゾーンとする。
- ⑦北港地区北側は、エネルギー関連ゾーンとする。

Ⅱ 港湾の能力

目標年次（2030年代半ば）における取扱貨物量、船舶乗降旅客数を次のように定める。

取 扱 貨物量	外 貿 (うち外貿コンテナ)	320万トン (50万トン(4.5万TEU))
	内 貿	110万トン
	合 計	430万トン
船 舶 乗 降 旅 客 数		5万人

Ⅲ 港湾施設の規模及び配置

1 公共埠頭計画

1-1 外港地区

1-1-1 高砂埠頭

既定計画どおりとする。

既定計画

水深 14 m 岸壁 1 バース 延長 280 m G1

埠頭用地 6 ha (うち 5 ha 工事中)

(荷捌施設用地及び保管施設用地)

1-2 北港地区

1-2-1 古湊埠頭

原木、その他林産品、特殊品等の外内貿貨物を取り扱うため、公共埠頭を次のとおり計画する。

水深 13 m 岸壁 1 バース 延長 270 m [既設] K1

水深 12 m 岸壁 1 バース 延長 230 m

[既設の変更計画] K3

水深 10 m 岸壁 1 バース 延長 185 m [既設] K2

埠頭用地 19 ha (うち 17 ha 既設)

(荷捌施設用地及び保管施設用地)

[新規計画・既設の変更計画]

既設

水深 13 m 岸壁 1 バース 延長 270 m K1

水深 10 m 岸壁 2 バース 延長 370 m K2、K3

埠頭用地 17 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

1-2-2 宮海埠頭

需要の変化を踏まえ、以下の既定計画を削除する。

既定計画

水深 10 m 岸壁 1 バース 延長 170 m

水深 10 m 岸壁 1 バース 延長 240 m

埠頭用地 6 h a (荷捌施設用地及び保管施設用地)

2 水域施設計画

係留施設を含む埠頭の計画に対応して、航路、泊地及び航路・泊地を次のとおり計画する。

2-1 航路

本港地区 大浜航路 水深10m 幅員160～350m

[既定計画]

なお、これに伴い、北防波堤100mを撤去する。

2-2 泊地

北港地区

水深 12m 面積 1ha [既設の変更計画]

[既設
水深 10m 面積 1ha]

2-3 航路・泊地

北港地区

水深 12m 面積 3ha [既設の変更計画]

水深 10m 面積 15ha [既設]

水深 10m 面積 8ha (工事中)

[既設
水深 10m 面積 26ha (工事中)]

3 外郭施設計画

港内の静穏及び船舶航行の安全を図るため、外郭施設を次のとおり計画する。

防波堤

外港地区 沖防波堤 延長 6 0 0 m [新規計画]

外港地区 第二北防波堤 延長 1, 5 6 0 m

(うち 1, 3 8 0 m既設) [既定計画の変更計画]

既定計画

外港地区 第二北防波堤 延長 2, 0 5 0 m

(うち 1, 3 8 0 m既設)

4 小型船だまり計画

4-1 本港地区

需要の変化を踏まえ、以下の既定計画を削除する。

既定計画			
入船町船だまり			
物揚場	水深 3 m	延長 1 0 0 m	
泊地	水深 3 m	面積 1 h a	

4-2 北港地区

需要の変化を踏まえ、以下の既定計画を削除する。

既定計画			
北港船だまり			
物揚場	水深 3 m	延長 5 3 2 m	
泊地	水深 3 m	面積 2 h a	

5 臨港交通施設計画

港湾における交通の円滑化を図るとともに、港湾と背後地域とを結ぶため、臨港交通施設を次のとおり計画する。

5-1 道路

既定計画どおりとする。

既定計画

臨港道路 南浜線

起点 臨港道路酒田臨海1号線

終点 臨港道路宮海北護岸線 2車線

臨港道路 外港埠頭線

起点 高砂埠頭

終点 臨港道路大浜宮海線 4車線（工事中）

臨港道路 大浜宮海線

起点 臨港道路大浜袖岡線

終点 国道7号 4車線（工事中）

IV 港湾の環境の整備及び保全

1 自然的環境を整備又は保全する区域

(1) 良好な景観を形成する区域

港湾内で観光客や地域住民が賑わい・憩う区域として、本港地区の中央部を景観に配慮する区域に指定し、港を五感で感じながら憩い・集うことができる空間として景観の形成を図っていくこととする。

本港地区において、「良好な景観を形成する区域」を定める

[既定計画]

2 廃棄物処理計画

本港において処理する廃棄物の種類及び量並びにその処理施設用地について、以下のとおり計画する。

- (1) 港湾において発生の見込まれる浚渫土砂 70 万 m³ を廃棄物埋立護岸により埋立処分するため、次のとおり海面処分用地を計画する。

外港地区 海面処分用地 11 ha [新規計画]

- (2) 港湾において発生の見込まれる浚渫土砂 8 万 m³ を廃棄物埋立護岸により埋立処分するため、次のとおり海面処分用地を計画する。

北港地区 海面処分・活用用地 1 ha [新規計画]

なお、廃棄物の処理の終了した用地については、埠頭用地 1 ha として土地利用を図る。[新規計画]

3 港湾環境整備施設計画

本港において良好な港湾の環境の形成を図るため、港湾環境整備施設について以下のとおり計画する。

本港地区 緑地 12ha (うち5ha 既設) [既定計画]

外港地区 緑地 25ha (うち10ha 既設)

[既定計画の変更計画]

北港地区 緑地 4ha (うち1ha 既設)

[既定計画の変更計画]

既定計画

外港地区 緑地 26ha (うち10ha 既設)

北港地区 緑地 5ha (うち1ha 既設)

V 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地造成計画及び土地利用計画を次のとおり計画する。

1 土地造成計画

(単位: ha)

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連 用地	交流厚生 用地	工業用地	危険物 取扱施設 用地	交通機能 用地	緑地	公共用地	海面処分 用地	合計
本地 区										
外地 区									(11) 11	(11) 11
北港 地区	(1) 1									(1) 1
合計	(1) 1								(11) 11	(13) 13

注1) ()は、湾港の開発及び、利用及び保全並びに湾港に隣接する区域保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注2) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

2 土地利用計画

(単位: ha)

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連 用地	交流厚生 用地	工業用地	危険物 取扱施設 用地	交通機能 用地	緑地	公共用地	海面処分 用地	合計
本地 区	(21) 21	(26) 26	(2) 2	(85) 85	(6) 6	(17) 17	(12) 16			(169) 173
外地 区	(16) 16	(15) 16		(48) 48		(8) 8	(26) 56	(5) 5	(11) 11	(129) 160
北港 地区	(25) 26	(22) 22		(405) 405		(22) 22	(5) 6	(6) 6		(485) 486
合計	(62) 62	(63) 64	(2) 2	(539) 539	(6) 6	(47) 47	(42) 78	(10) 10	(11) 11	(783) 820

注1) ()は、湾港の開発及び、利用及び保全並びに湾港に隣接する区域保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

VI その他重要事項

1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

今回新規に計画する施設及び既に計画されている施設のうち、本港が国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設は以下のとおりである。

外港地区

沖防波堤	延長	600 m	[新規計画]
第二北防波堤	延長	1,560 m	(うち1,380 m既設) [既定計画の変更計画]
岸壁1バース	水深1.4 m	延長280 m	[既定計画] G1

北港地区

泊地	水深1.2 m	面積1 ha	[既設の変更計画]
航路・泊地	水深1.2 m	面積3 ha	[既設の変更計画]
岸壁1バース	水深1.2 m	延長230 m	[既設の変更計画] K3

2 大規模地震対策施設計画

2-1 緊急物資輸送の拠点として機能するために必要な施設

今回計画している施設のうち、以下の施設について、大規模地震が発生した場合に物資の緊急輸送、住民の避難等に供するため、大規模地震対策施設として計画する。

北港地区

水深12m 岸壁1バース 延長230m [既設の変更計画] K3

外港地区

緑地18ha (うち10ha 既設) [既定計画]

なお、これに伴い、以下の施設の大規模地震対策施設計画の位置付けを削除する。

既定計画

外港地区

水深14m 岸壁1バース 延長280m

3 港湾の再開発

本港の既存施設の有効な利用が図られるよう、港湾の再開発について以下のとおり計画する。

(1) 利用形態の見直しの検討が必要な区域

外港地区においては、周辺企業の将来的なモーダルシフトや新たな貨物需要等の動向を踏まえ、高砂埠頭と古湊埠頭における一体的かつ効率的な物流機能の導入の検討を図るため、「利用形態の見直しの検討が必要な区域」を設定する。

本港地区においては、小型の高級クルーズ船等の多様なクルーズ需要に対応し、港における賑わい空間を形成するため、「利用形態の見直しの検討が必要な区域」を設定する。

4 港湾施設の利用

(1) 物資補給等のための施設

貨物船、作業船等の待機並びに物資補給の用に対応するため、既存施設を有効に活用し、物資補給等のための施設を次のとおり計画する。

本港地区

水深 5.5 m 岸壁 1 バース 延長 180 m (物資補給岸壁)

[既設] H8

北港地区

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 130 m (物資補給岸壁)

[既設] K7

5 その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項

(1) 開発空間の留保

北港地区西側については、将来の貨物需要・土地需要に対応するための開発空間として留保し、今後、その具体化を検討する。

北港地区

公共用地 6 h a [既定計画の変更計画]

既定計画
埠頭用地 6 h a